

11 斐伊川水系中海の護岸整備及び水質保全対策の推進について

《提案・要望の内容》

○大橋川改修事業に伴い、米子・境港両市民の安全・安心を確保するため、中海湖岸堤の整備を促進すること。

○中海湖岸堤の整備箇所（短期整備：6箇所）

- ・整備完了：崎津漁港（H22完了）
- ・事業中：渡漁港（境港箇所）、米子空港南側（葭津箇所）
- ・未着手：貯木場、旗ヶ崎承水路、米子港

※鳥取・島根両県は、大橋川改修事業の実施に当たり、国が示した工程表に沿って中海湖岸堤を整備するよう国に求める協定書を締結。（平成21年12月19日）

※両県はその推進母体として中海の水に関する諸問題を協議する「中海会議」（国土交通省、農林水産省、鳥取・島根両県、中海沿岸市町等）を設立。（平成22年4月22日）

※国としても、斐伊川水系河川整備計画（平成22年9月30日策定）に中海湖岸堤の整備促進を明記しており、国はこの計画に基づいた着実な整備を進める必要がある。

○中海における流動の把握など、水質改善に向けた観測体制を強化すること。

○浅場造成、植生帯の復元など、中海（湖沼法指定湖沼）における湖底環境の改善など、具体的な水質浄化対策を積極的に推進すること。

○湖沼の水質改善に資する汚濁機構解明等の調査研究を推進するとともに、調査研究成果の普及を図ること。

○湖沼法指定湖沼において、湖沼水質保全計画などに基づき県や市町、各種民間団体が実施する事業に係る財政支援を拡充すること。

※中海においては、平成元年度から湖沼法に基づく水質保全計画に取り組み、平成21年度に第5期計画を策定し、関係機関と連携して各種の浄化対策を推進しているが、依然として環境基準が達成できていない状況にある。

※平成22年4月に鳥取・島根両県と沿岸の4市、国の関係機関が共同で設置した中海会議では、中海における水質改善を進めるため、観測の強化・推進の意見が出され、専門家の意見を聞き、観測箇所等の拡大について検討することとなっている。

※平成24年度は、国土交通省、島根県、鳥取県が米子湾の流動を解析し、より効果的な浄化対策の検討を行うこととしている。また、環境省は湖沼流域水循環健全化事業において、汽水湖調査検討会を設置して汚濁機構等の解明を含めて、研究に取組んでいる。

※国においては、浅場造成、植生帯復元等を進められているが、小規模で効果は限定的であり、一層の規模拡大、自然浄化機能の再生促進や湖底環境の改善など、更なる水質浄化対策を積極的に推進していただきたい。

<参考>

○国が示した「斐伊川水系河川整備計画」における湖岸堤の整備計画

整備箇所					
区分	番号等	県名	箇所名	延長(m)	優先順位
中海 右岸	(1)	鳥取県	境港市西工業団地(貯木場北)	1,200	II①
	無堤 (貯木場)		境港市西工業団地(貯木場)	20	I
	(2)		境港市西工業団地(貯木場南)	400	II①
	漁港 (境港市)		渡漁港	700	I
	(1)※		境港市佐斐神町(空港北)	800	II②
	自衛隊基地 (防衛省)		境港市佐斐神町(空港南)	500	I
	(3)		米子市霞津(空港南)	500	I
	漁港 (米子市)		米子市霞津	100	II①
	無堤 (普通河川)		米子市霞津(崎津漁港)	400	I
	(2)		米子市旗ヶ崎	30	I
	(3)		米子市旗ヶ崎	500	II②
	漁港 (鳥取県)		米子市灘町(米子港 野積場)	800	II②
	(4)		米子市灘町(米子港 食品団地)	100	I
	(5)		米子市灘町(米子港 防波堤)	600	II①
			米子市内町(ポンプ場前)	40	II①

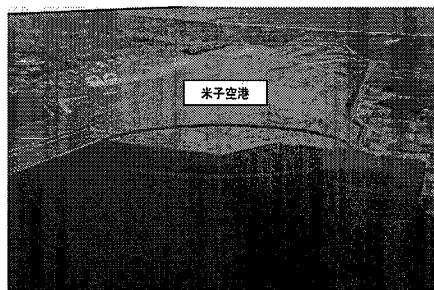
湖岸堤整備箇所 位置図



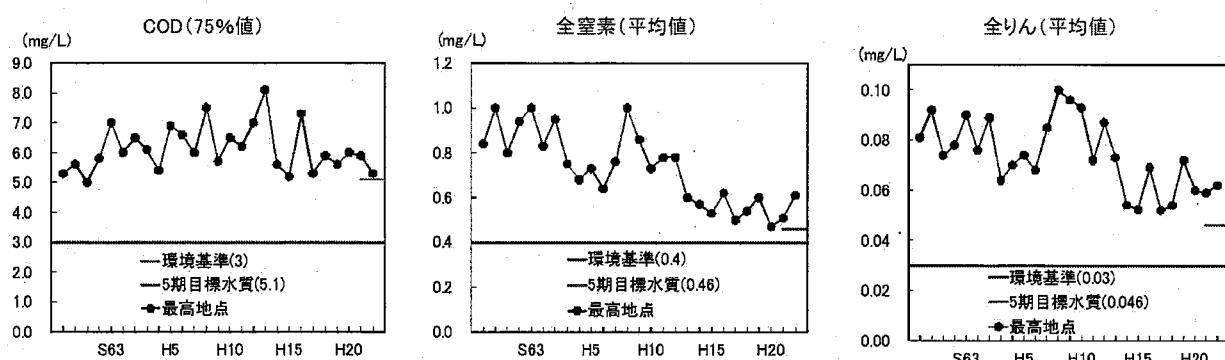
・護岸堤整備箇所 <渡漁港箇所>



<空港南箇所>



○中海の水質の経年変化



12 県民の安全安心を守る治水事業（直轄事業）の推進について

《提案・要望の内容》

○近年、全国各地で台風や「ゲリラ豪雨」など局地的な豪雨が多発しており、平成23年9月には台風12号によって紀伊半島で、また平成24年7月には梅雨前線によって九州地方で、観測史上記録的な豪雨により甚大な人的被害が発生したところである。

一方、鳥取県内は、中国山地から発する急流河川が多く、急激な水位上昇や土砂堆積等によってこれまでにも浸水被害が発生しており、平成23年の台風12号では県中西部地域を中心に堤防の決壊、約170棟の床上・床下浸水、集落の孤立が発生するなど、早急な防災対策が不可欠となっている。

このため、県民の安全・安心を確保するため、浸水被害や土砂災害の危険度の高い地域などにおける直轄事業を推進すること。

【河川事業】

斐伊川：中海湖岸堤（護岸整備）

日野川：青木箇所（掘削、護岸＜流下能力向上＞）

天神川：小鴨箇所（掘削、護岸＜流下能力向上＞）

千代川：稻常箇所（堤防断面の拡大）

【砂防事業】

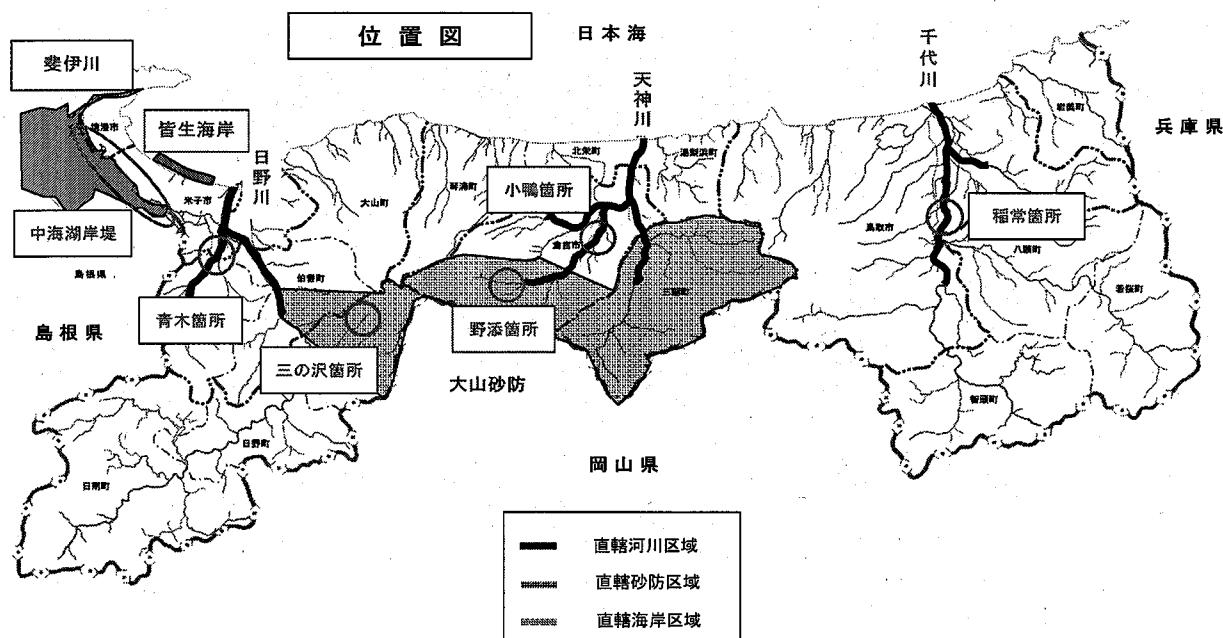
大山南壁流域：三の沢箇所ほか（土砂流出防止）

天神川流域：野添箇所ほか（土砂流出防止）

【海岸事業】

皆生海岸：皆生箇所（人工リーフ＜施設改良＞）

〈参考〉

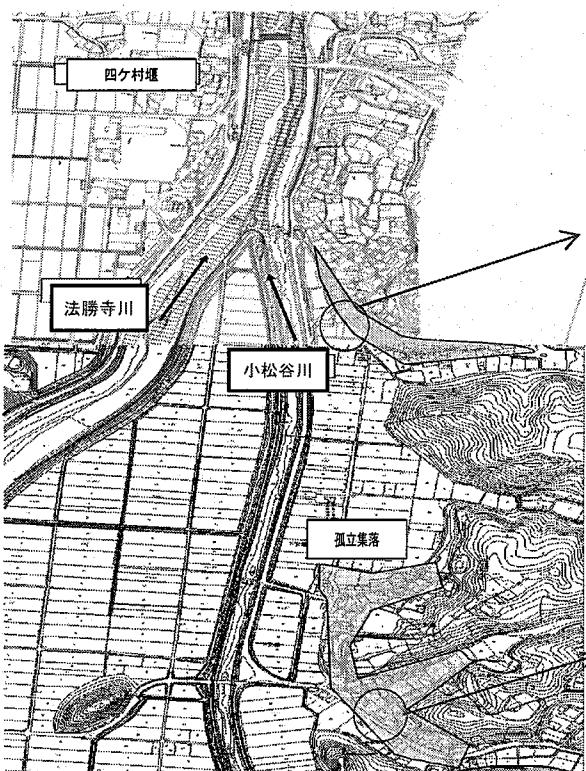


【日野川】

・河川事業（青木箇所）

平成23年度の台風12号では、法勝寺川本線の水位上昇の影響で県管理の小松谷川沿いの青木地区で浸水被害が発生。（床上4戸、床下40戸）、県道の通行止め、一時集落が孤立

・<青木箇所の浸水状況>



・砂防事業（大山南壁下流域）

※多くの行楽客で賑わう国立公園「大山」では、特に梅雨時期や地風時期に大山南壁の沢（一の沢、二の沢、三の沢）で土石流が発生し、大山環状道路が通行止めになるなど観光資源としての価値を下げるとともに、下流域の住民は土石流による災害の不安を抱えている。

・<大山南壁下流域土砂流出状況>



13 環太平洋経済連携協定（ＴＰＰ）交渉参加検討について

《提案・要望の内容》

- TPP 問題は第三の開国といわれる国の人々に關わる重要課題であるため、交渉参加国との事前協議によって明らかになった情報の開示や悪影響を克服する具体策の提案を速やかに行い、TPP 交渉参加に向けた判断に国民が参加できるよう対応すること。

〔※政府は、各分野の交渉内容や農林水産業等への具体的対策を語らないまま、TPP 交渉参加に向けた関係国との事前協議を進めているが、未だ国民的議論は不十分である。〕

- 特に、甚大な悪影響を受けることが想定される国内農林業の再生・競争力強化・支援対策について財源を含めて明確に提示し、その上で、国民合意が得られるまで時間をかけて議論するなど、国益に適った結論が得られるよう慎重に対応すること。

〔※政府は、平成24年1月17日を皮切りとして現TPP協定交渉参加国（9カ国）との事前協議を開始し、現在、米国、豪州、ニュージーランドとの協議を継続中。（※今後、本協定交渉に正式参加予定のカナダ、メキシコ両国との事前協議に入ることが見込まれている。）〕

〔※政府を挙げてTPPに関する国民への情報提供を図ることを目的として、平成24年2月19日より全国9カ所で地域シンポジウムを開催。〕

〔※平成24年4月30日、米国ワシントンで行われた日米首脳会談において、野田首相はTPP交渉への参加表明を見送り、米国側との事前協議を前進させたいと表明。〕

〔※平成24年9月9日、ロシアウラジオストクで開催されたAPEC首脳会議において、野田首相は本協定交渉参加表明を見送り。〕

〈参考〉

「野田首相 記者会見での発言」（平成23年11月11日）

- 12日から参加するアジア太平洋経済協力会議（APEC）首脳会議でTPP交渉参加に向けて、関係国との協議に入ることとした。（略）我が国の現在の豊かさを次世代に引き継ぎ、活力ある社会を発展させるためには、アジア太平洋地域の成長力を取り入れないといけない。情報収集に努め、十分な国民的議論を経たうえで、国益の視点に立ってTPPについての結論を得ていきたい。

「TPP協定交渉の分野別状況」（平成24年3月22日 政府公表資料より抜粋）

- 「物品関税」について、交渉は当初見込みより遅れており、依然、本格的議論を行う状況には至っていない。90～95%の品目の即時撤廃し、残る関税についても7年内に段階的に関税を撤廃すべきとの考え方を指示している国が多い。
- 「政府調達」について、対象に地方政府を含めることを目指す国もあるが、現時点では中央政府に集中して議論している。

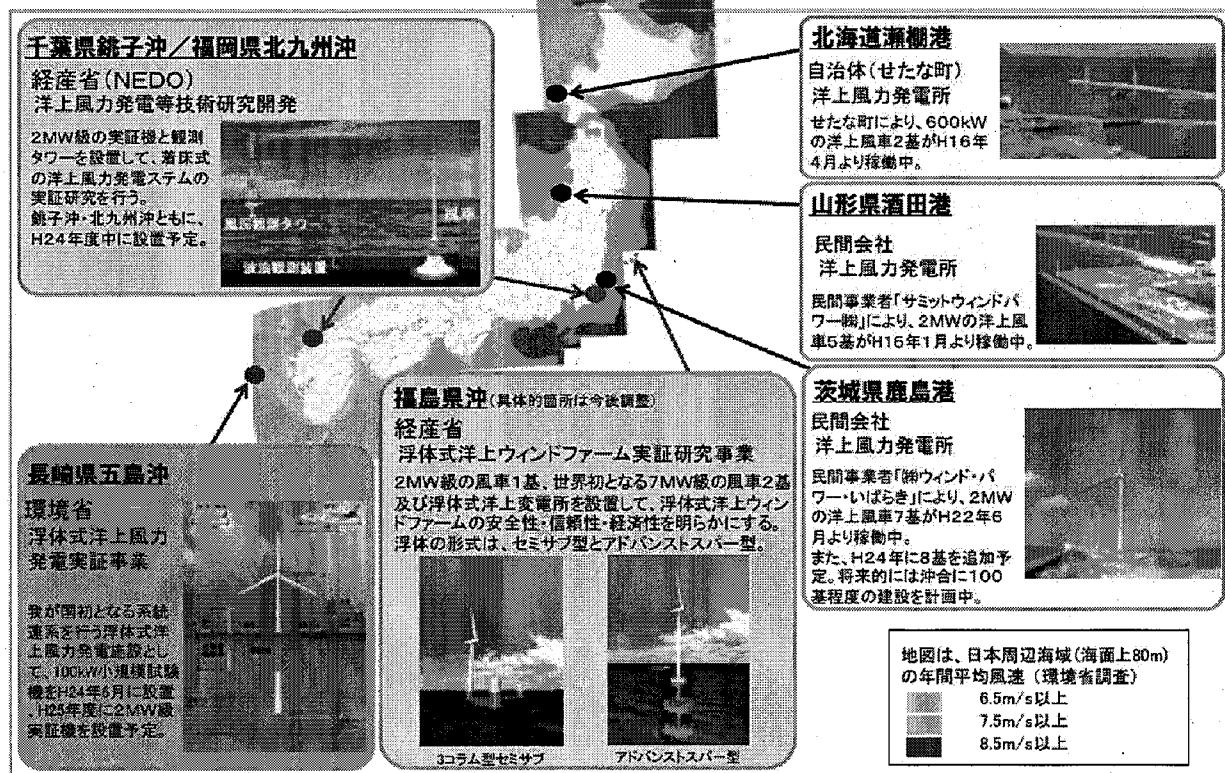
14 再生可能エネルギーの導入促進について

《提案・要望の内容》

- メガソーラー発電施設や大規模風力発電施設等と一般電気事業者の送配電線との系統連系がスムーズに実施できるように、送配電網の強化などの措置を一般電気事業者と連携して実施すること。
 - 〔※中山間地域において再生可能エネルギー電気を導入するためには、送配電網の強化を行わなければ系統連系ができない地域がある。〕
- 第177回通常国会で成立した「再生可能エネルギー電気特別措置法」の買取価格（調達価格）・買取期間（調達期間）については、6月18日告示され、洋上風力発電は、陸上の買取価格等が適用されることとなった。国においても洋上風力発電の実証実験が実施されており、コストデータの把握ができるだけ早く行なって実態に即した買取価格等を早期に設定すること。
 - 〔※陸上に接岸するかたちで行なっている洋上風力発電は、すでに全国3箇所で事業化。洋上風力発電は、今年度、試験機が本格的に運転を開始する予定（経産省：銚子沖、北九州沖、環境省：五島沖）〕
- 再生可能エネルギーの導入促進を図るために、優良農地の確保に支障を生じないことを前提として、耕作放棄地を有効活用できる方策を講じるとともに、農山漁村再生可能エネルギー法を早期成立させること。
 - 〔※農林漁業の健全な発展と調和した再生可能エネルギーの導入が必要。〕

<参考>

○洋上風力発電の現状



[経済産業省資源エネルギー庁資料より]

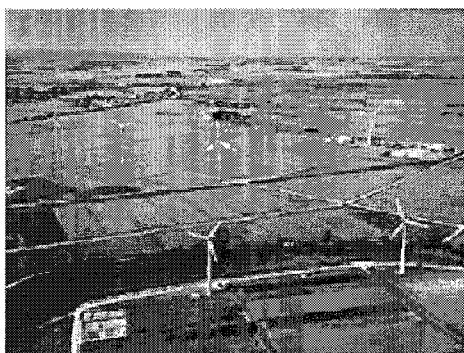
○行政刷新会議 規制・制度改革フォローアップ調査（平成24年7月：10月4日公表）

エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針（平成24年4月3日閣議決定）における決定内容

番号	事項名	規制・制度改革の内容	実施時期	所管省庁	実施状況	進んだ取組・残された課題	評価	問題意識	指摘事項
28	農地における再生可能エネルギーの設置規制の見直し	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合には、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化する。	平成24年度措置	農林水産省	優良農地の確保に支障を生じないことを前提とし、耕作放棄地を使用するなど地域の農業振興に資する場合には、再生可能エネルギー設備の設置に関し、農地制度における取扱いを明確化すべく、検討を行っているところ。		△	○閣議決定に沿つて、着実に検討を進められたい。	

○農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電を行う事例

風車を活用した農業・地域振興



[風車の建っている様子]

[地元の農産物や加工品を販売する施設]



[農林水産省（食料産業局再生可能エネルギーグループ）HP資料より]

<設備>

- ・ 風車8基 計6,200kW

<概要>

- ・ 水田の間を縫って風車を設置。
- ・ 幹線道路沿いに車を停められる直売所を設置。



<効果>

- ・ 直売所には、風車を一望できるスペースが設けられ、観光客の立寄りが増加。特産品のPRや売上げ増を期待。

15 農林漁業の就業及び定着促進対策の充実強化について

《提案・要望の内容》

- 農の雇用事業において、新たに設けられた雇用就業者の年齢要件（45歳未満）を撤廃するとともに、独立就農を目的に、期間を定めた雇用契約で実施する研修も事業対象となるよう要件緩和すること。
- 緑の雇用支援事業において、助成額を引き上げるとともに募集期間（回数）の見直しなど制度を拡充すること。
- 漁業の雇用対策支援制度において、雇用型の助成額を引き上げること。また、県産農林水産物を活用する食品・木材関連産業の雇用対策支援制度を創設すること。

※農の雇用事業において、今年度から雇用就業者の年齢要件が原則45歳未満とされたが、当県では多様な担い手確保の観点で65歳未満まで認定就農者の対象としている。

(平成21-23年度農の雇用事業採択者のうち45歳以上の割合：24%
〔72名／303名〕)

※また、現行制度では独立自営就農を目的に期間限定の雇用契約を締結して研修を行うような形態は支援対象とされていない。（当県では農地保有合理化法人等で計32名（平成23年度）をこの形態で雇用し、これを県単独事業で措置しているところ。）

※「緑の雇用」現場技能者育成対策事業において、平成25年度概算要求で研修期間の延長がなされたところであるが、更なる制度の拡充をお願いしたい。

- ・月助成額を現行の90千円から130千円（最低賃金相当額）まで引き上げ。
- ・募集が年1回のみであり、通年又は複数回を設定すること。

※漁業研修では指導者への研修助成がなされているが雇用型と独立型の支援格差が大きく、雇用型では運輸省の定める船員最低賃金以下となっている。

- ・月助成額を現行の141千円から180.8千円（船員最低賃金相当額）まで引き上げ。

〈参考〉

【H23鳥取暮らし農林水産就業サポート事業等の実施実績】

	事業名	助成対象	雇用創出状況		県独自の要件 緩和措置等
			目標数	採択数	
農業	新規就業者早期育成支援事業(国、県)	農業法人、農業者、作業受託事業体等	100名	46名 (うち国庫36名)	作業受託事業体を対象に追加等
	鳥取発！アグリスタート研修事業(県)	農地保有合理化法人等	40名	32名	県独自支援 (独立就農目的)
林業	鳥取県版緑の雇用支援事業(国、県)	林業事業体	50名	38名 (うち国庫33名)	通年の申請受付等
漁業	漁業雇用促進対策事業(県)	漁業経営体	15名	31名	県独自支援
関連産業	県産農林水産物加工業者雇用支援事業(県)	食品加工業者	20名	15名	県独自支援
	木材産業雇用支援事業(県)	製材工場等	15名	32名	県独自支援
	合計		240名	194名	

(国、県)：国庫事業に県事業を組み合わせて要件拡大、追加助成を行っている事業

(県)：県独自の支援施策

16 森林吸収源対策を推進するための税財源の確保等について

《提案・要望の内容》

- 地球温暖化対策税の使途に森林吸収源対策を加えること。
- 森林吸収量の市場取引制度を普及拡大するため、企業が「J-VER制度」を活用し、クレジット（J-VER）を償却した場合、法人税等の損金算入を認める優遇税制を創設すること。

※平成24年度税制改正大綱には、森林吸収源対策について「国全体としての財源確保を引き続き検討」と記載されていることから、「地球温暖化対策のための税」の使途に森林吸収源対策を新たに位置付け、間伐等の森林施業の実施、作業道の整備や林業機械の導入等を着実に推進するために必要な財源を安定的に確保していただきたい。

※地方は森林等の水源かん養やCO₂吸収といった環境保全において大きな役割を果たしている。森林所有者及び企業等が力を結集して森林の整備・保全を促進し、国内林業の活性化及び地球温暖化対策に向けた仕組みづくりが必要。

※J-VERの主な直接の購入者である企業だけでなく、一般国民に対するPRも積極的に実施し、J-VERの利活用を社会全体で盛り上げていくことが必要。

※J-VERの市場拡大のため、森林吸収系と排出削減系を区分した上で、国内統合市場等においても利用できるように位置づけることが必要。

<参考>

【平成24年度税制改正大綱（平成23年12月10日）】

第2章 平成24年度における主な取組み

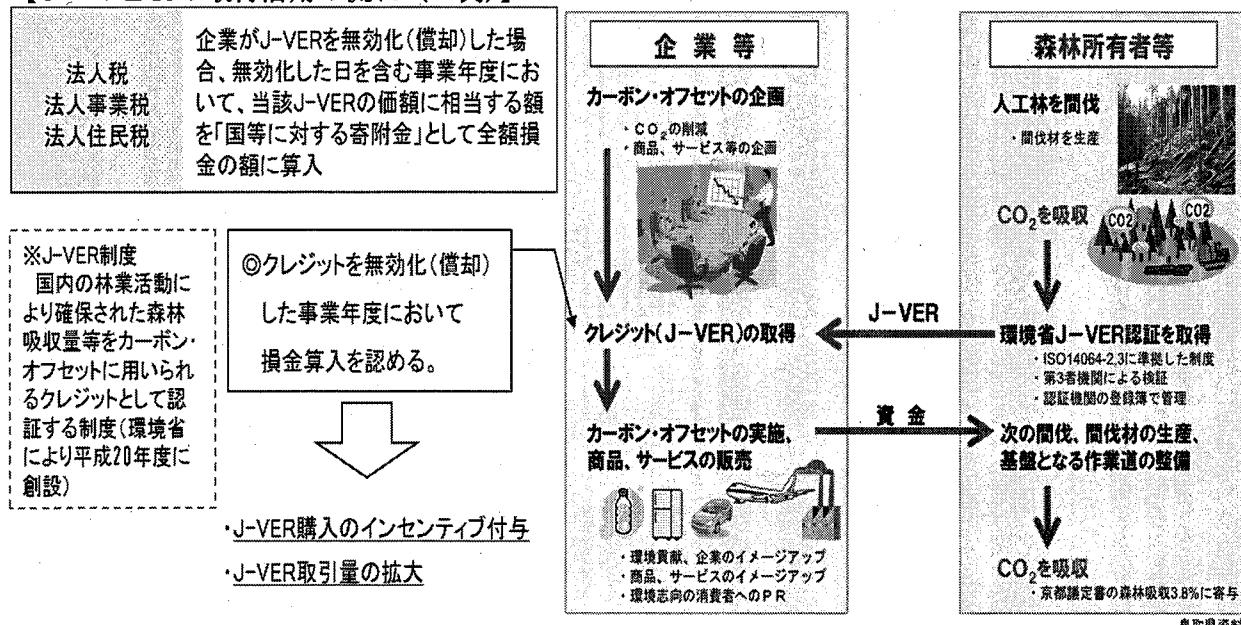
5. 環境関連税制

(2) エネルギー課税

③ 森林吸収源対策

温室効果ガスの削減に係る国際約束の達成等を図る観点から、森林吸収源対策を含めた諸施策の着実な推進に資するよう、平成25年以降の地球温暖化対策の国内対策の策定に向けて検討する中で、国全体としての財源確保を引き続き検討します。

【J-VERの取得活用の流れ（一例）】



17 岡山大学病院三朝医療センターの存続と新たな発展について

《提案・要望の内容》

- 岡山大学病院三朝医療センターについて、岡山大学が同センターの存続を決定した際の基本方針を踏まえ、同センターの診療機能の維持・存続を支援するとともに、「同センターの医療機能と同大学の地球物質科学研究センターの物質科学の研究が連携し、温泉医療研究の新たな発展を期する構想」が確実に実現されるよう、同大学を支援すること。

※岡山大学病院三朝医療センターの存続について、岡山大学が検討された結果、平成23年12月19日に岡山大学の役員会が開催され、次の3点を基本方針とする岡山大学病院三朝医療センターの将来に関する委員会からの提言を原案どおり受け入れることが正式に承認された。

1. 三朝医療センターの医療機能については、入院患者の受入れ先確保など体制を整備した上で平成24年4月1日から入院機能を休止するが、地域の強い要望を踏まえ、三朝医療センターとして組織を存続させ、外来診療を継続する。
2. 医療機能を補完するため、鳥取県中部医師会に支援を要請し、隣接する三朝温泉病院との連携を進める。
3. 地球物質科学研究センターにおける地球物質科学の研究を医療分野と融合させ、研究機能の充実・発展を推進し、もって地域への貢献を図る。

〈参考〉

1 岡山大学病院三朝医療センターの概要

診療科名 内科

職員の体制（実人員数。括弧内は常勤の人数。）

職種	～平成24年3月31日	平成24年4月1日～	平成24年10月1日～
医師	6名（4名）	4名（3名）	3名（2名）
看護職	25名（21名）	9名（8名）	9名（8名）
看護助手	3名（3名）	0名（0名）	0名（0名）
その他医療職	11名（11名）	6名（6名）	5名（5名）
事務員	14名（7名）	10名（4名）	10名（4名）
その他技術職	6名（3名）	1名（1名）	2名（1名）
計	64名（49名）	30名（22名）	29名（20名）

2 岡山大学地球物質科学研究センターの概要

昭和60年4月に岡山大学温泉研究所を全国共同利用施設として地球内部研究センターに改組転換し、固体地球研究センター（平成7年4月～平成17年3月）を経て、平成17年4月より現在の地球物質科学研究センターとして運営されている。また平成19年4月より、本センターを母体として岡山大学大学院自然科学研究科地球物質科学専攻が設置され、世界を先導できる次世代研究者育成を目的とした大学院教育を、より積極的に行うための環境整備が進んでいる。

3 岡山大学病院三朝医療センターの存続に関する検討の経緯

- 平成23年6月20日 岡山大学病院の内部検討委員会において、三朝医療センターを早急に縮小・廃止すべきと結論。
- 7月26日 岡山大学、鳥取県、三朝町、鳥取県中部医師会をメンバーとする第1回将来に関する委員会開催。
- 12月6日 第2回将来に関する委員会開催。委員会の意見を3点の基本方針として提言をとりまとめた。
- 12月19日 岡山大学の理事会が開催され、委員会からの提言を原案どおり受け入れることを正式に承認。
- 平成24年4月1日～ 入院機能を休止し、外来のみで診療継続。

18 高等技能訓練促進費支給期間の継続について

《提案・要望の内容》

- 高等技能訓練促進費について、平成25年度以降も引き続き全期間を支給対象とするとともに、父子家庭についても支給の対象とすること。

※母子家庭の母が就業に役立つ資格を取得することを目的に、養成機関で修学する場合に支給する高等技能訓練促進費については、母子家庭の自立の促進に多大な成果を上げているところである。

国では、平成21年6月から支給期間を「修学期間の後半の1/2（上限18月）」から修学期間の全期間に延長する措置を行った。（平成24年度末までに修業を開始した者）

この結果、支給件数が期間を延ばす前（平成20年度）の3.8倍に増えている。また、資格取得者のうち就業に繋がった割合が約8割、さらに就業者の9割弱が常勤となっており、自立に繋がっている状況が伺える。

当県においても、全国の状況と同じように、自立に繋がっている。

＜参考＞

○当県の実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支給件数 (前年から継 続)	4(0)	9(0)	35(3)	42(20)	50(23)
就職件数 (常勤者数)	3(3)	6(6)	10(10)	9(8)	17(17)
資格取得者 内訳(人数)	4 准看護師(4)	6 看護師(2) 准看護師(3) 幼稚園教諭(1)	14 看護師(7) 准看護師(7)	11 看護師(1)、准 看護師(8)、介 護福祉士(1)、 保育士(1)	19 看護師(7)、准 看護師(9)、介 護福祉士(2)、 歯科技工士(1)

○高等技能訓練促進費事業の実績（全国）

（出典：「ひとり親家庭の支援について」厚生労働省雇用均等・児童家庭局作成）

高等技能訓練促進費 事業実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
支給件数	1,357件	2,099件	5,230件	7,969件
就職件数	1,071件	1,291件	1,332件	1,714件

高等技能訓練促進費 資格取得の状況(平成22年度)

	資格取得者数 (カッコ内は割合)		資格取得者のうち就業に結びついた人数		
			常勤	非常勤・パート	自営業・その他
看護師	896人 (42.4)	816人	781人	31人	4人
准看護師	1,017人 (48.1)	727人	600人	118人	9人
介護福祉士	50人 (2.4)	42人	35人	7人	0人
保育士	35人 (1.7)	30人	22人	8人	0人
作業療法士	26人 (1.2)	24人	23人	1人	0人
理学療法士	19人 (0.9)	18人	17人	0人	1人
歯科衛生士	23人 (1.1)	17人	14人	3人	0人
鍼灸師	7人 (0.3)	6人	1人	2人	3人
柔道整復師	6人 (0.3)	3人	1人	2人	0人
理容師	5人 (0.2)	5人	2人	3人	0人
その他	30人 (1.4)	26人	23人	2人	1人
合計	2,114人 (100.0)	1,714人	1,519人	177人	18人

19 スポーツツーリズム・エコツーリズムに関する支援について

《提案・要望の内容》

- スポーツツーリズム・エコツーリズムの推進を観光庁の事業である訪日旅行促進事業（ビジットジャパン）の主要事業として位置付け、地方の取組について積極的な支援を行うこと。
- 文部科学省のスポーツ立国戦略の主な施策の一つであるスポーツツーリズムの促進及びエコツーリズムに意欲的に取り組んでいる地方に対して、積極的な支援を行うこと。
- 環境省の重点施策であるエコツーリズムや国立公園などの自然資源を利活用したスポーツツーリズムに意欲的に取り組んでいる地方に対して、積極的な支援を行うこと。

※スポーツツーリズム先進モデル事業（鳥取県単県事業）への支援

- ①アジアのサイクリング大ブームを受けて、自転車コースに最適な環境を有する大山中海エリアを自転車観光の先進的取組を実施するモデル地区として指定及び支援
- ②鳥取県内にあるウォーキングコース及びサイクリングコースを、観光庁及び環境省推奨のコースとしてPR
- ③国内トライアスロンの発祥である「全日本トライアスロン皆生大会」や「皆生大山SEA TO SUMMIT」をはじめ、鳥取県で開催される主要なスポーツイベントへの積極的な支援
- ④日本・台湾・韓国・中国を巡る「ツール・ド・アジア（仮称）」大会開催の実現に対する支援など、民間スポーツ国際交流への積極的支援
- ⑤環境保全型旅行形態として自転車旅行拡大を目指す鳥取県への支援

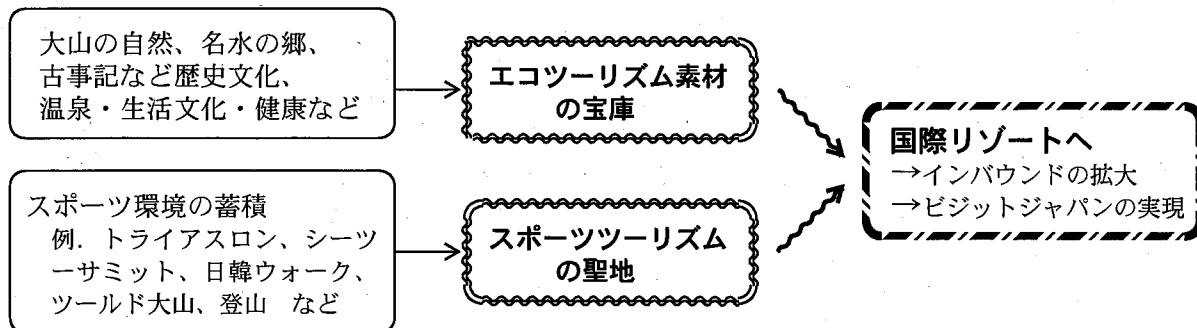
※「エコツーリズム国際大会 2013in 鳥取」開催に向けての支援

- ①MICEを活用した支援
日本エコツーリズム協会と共同開催する同大会への参画（共催、後援など）と国際的著名人（講演者・発言者など）への出席要請が必要となった場合の協力支援
- ②エコツーリズムプログラムの充実や情報発信、普及、大学連携に向けた支援
- ③各省庁の情報発信ツールを活用した国内外に向けての同大会PR
- ④環境省助成事業「地域コーディネーター活用事業」の組替事業への継続採択
- ⑤鳥取県の貴重な地域資源である国立公園（大山、鳥取砂丘、山陰海岸等）の利活用について、地元との一層の連携強化

〈参考〉

鳥取県の取組の方向

- おすすめウォーキングコース・サイクリングコースの設定などを行い、若者・家族のスポーツ活動を活性化し、さらに、自然・歴史・人の営みなどの「地域文化」の魅力を伝える体験プログラムを充実させるなど、エコツーリズム国際大会開催の地元機運を高める。
- 台湾、韓国などでは登山・ウォーキング・サイクリングなどを日常的に楽しむ人が増えている。国内外で環境や健康志向がより一層高まっており、生涯スポーツがライフスタイルとして定着しつつある。
→ 世界各国が抱いている震災後の日本の不安イメージを払拭するため、空前のアウトドアブームに沸くアジア各国（台湾・韓国・中国）と日本の民間レベルでのスポーツ交流イベントを共同開催し、安心・安全をアピールする。



20 ジオパーク活動の取組への支援等について

《提案・要望の内容》

- ジオパーク自体の普及啓発と国内加盟地域の国内外へのPRを行うこと。
- ジオパークに親しむ観光の充実や学校教育での活用などの取組を支援すること。
- ユネスコの正式プログラム化に向けて、全面的に支持すること。

・科学的に貴重な地質や地形などを含む自然公園（地質遺産）を保護し研究に活用とともに、教育や地域振興に活かすことを目的としたジオパーク活動の取組が国内外各地で活性化

<経過>

H16 (2004) ユネスコの支援により「世界ジオパークネットワーク」が設立

H21 (2009) 「日本ジオパークネットワーク」設立

<日本国内のジオパーク> (H24年10月現在)

- | | | |
|-----------|----|-------------------------------|
| ・世界ジオパーク | 5 | (山陰海岸ジオパーク(鳥取県、兵庫県、京都府)ほか4地域) |
| ・日本ジオパーク | 20 | |
| ・認定を目指す地域 | 15 | |

合計 40地域(29都道府県)

・国内外において、世界ジオパークネットワークの知名度はまだまだ低く、国レベルでのPRや、学校教育でのジオパークの活用（教科書への掲載等）などが重要

・ユネスコは、ジオパーク活動を「支援事業」から「正式プログラム」とすることの可否についての検討を進めており、次回の第37回総会（H25年秋開催）で議題とされる予定

- 環境省において平成25年度に開催予定の山陰海岸国立公園の指定50周年記念事業について、全国に向けた魅力発信の契機となるよう取り組むこと。

・山陰海岸国立公園指定50周年を契機とした記念式典や各種記念行事の開催を、来年7月に鳥取市内をメイン会場で開催することで、環境省・関係行政機関・民間団体と準備を進めているところ

・記念事業の実施にあたっては、一過性のイベントで終わることなく、山陰海岸の魅力を広く・深く発信することにより、次の世代へ引き次いでいくにふさわしい内容となるよう、十分な予算確保と主体的な取り組み、関係機関との連携が重要

・本県は、官民挙げて国立公園の保全や環境学習、山陰海岸ジオパークの振興に積極的に取り組んでおり、記念事業の開催にあたっては、積極的に連携を図る所存

<参考>

《山陰海岸ジオパーク》

○ジオパークテーマ

日本海形成に伴う多様な地形・地質・風土と人々の暮らし

○主な地形・地質学的特徴

- ・日本海沿岸の多様な海岸地形（鳥取砂丘、浦富海岸など）
- ・第四紀における地磁気逆転期の発見（玄武洞）
- ・火成活動の影響を受けた豊富な温泉資源（岩井温泉、城崎温泉など）

(鳥取砂丘)



(浦富海岸)



《山陰海岸国立公園指定50周年記念事業の実施体制案》

山陰海岸国立公園指定50周年記念事業実行委員会

- 【会長】 鳥取県知事
【副会長】 近畿地方環境事務所長、兵庫県知事、京都府知事
【委員】 関係市町長、ジオパーク推進協議会長
【事務局】 鳥取県、近畿地方環境事務所

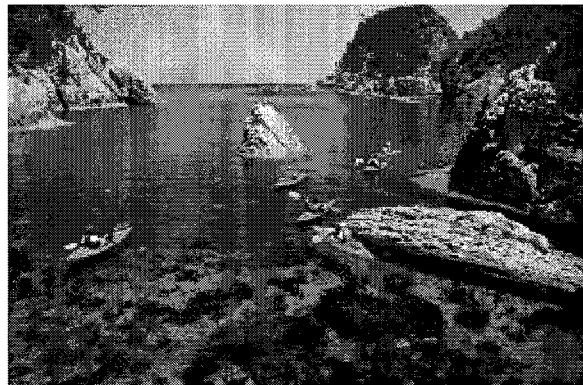
記念式典等部会

部会長	近畿地方環境事務所統括自然保護企画官
事務局	近畿地方環境事務所、鳥取県公園自然課
構成	行政機関、ジオパーク推進協議会

パートナーシップイベント(仮称)部会

部会長	鳥取県生活環境部長
事務局	鳥取県公園自然課、近畿地方環境事務所
構成	行政機関、ジオパーク推進協議会

《鳥取県における環境学習やエコツーリズムの取り組み》



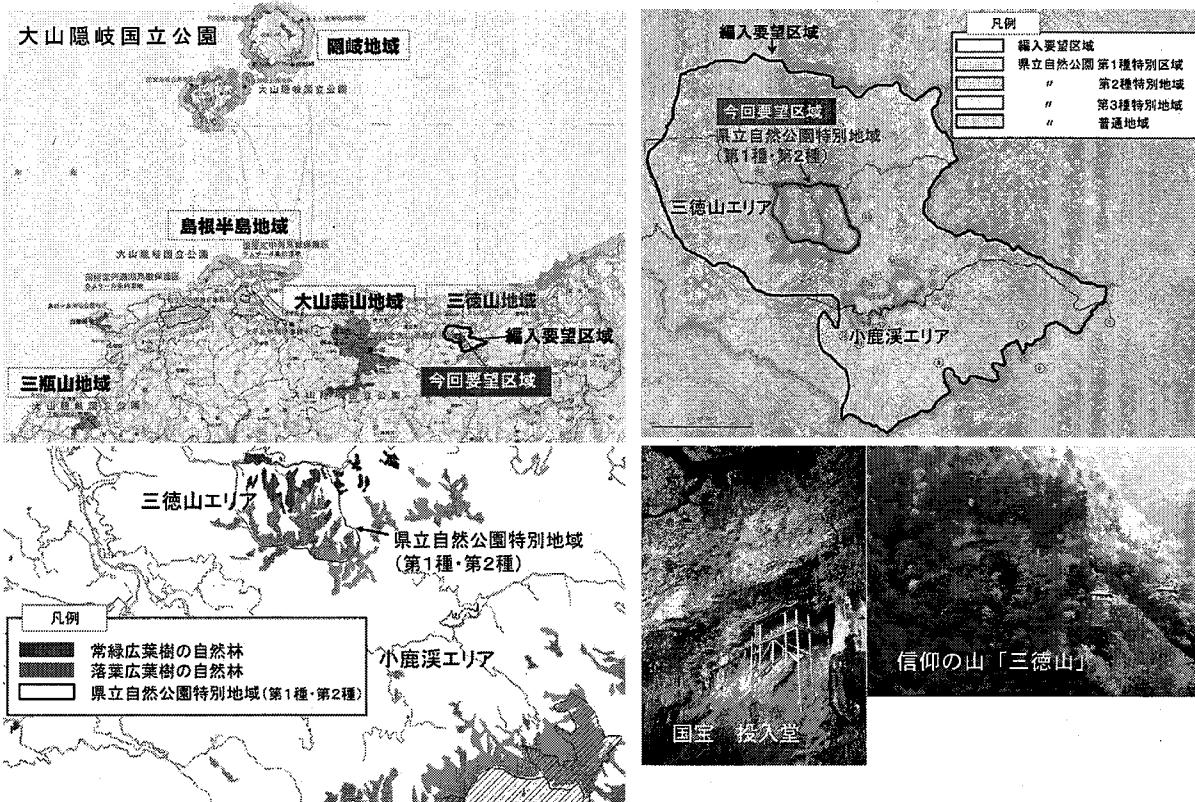
21 みとくさん 三徳山の大山隠岐国立公園への編入について

《提案・要望の内容》

- 国指定名勝及び史跡「三徳山」の地域について、生物多様性の屋台骨と言われる国立公園に確実に編入されるとともに、公園計画案の策定に当たっては、地域の想いや意見を尊重すること。
- 大山隠岐国立公園の名称に「三徳山」を追加すること。

〈参考〉

- 本県中部位置する三徳山は、急峻な小さな尾根や谷、断崖など複雑な地形で形成されており、低標高地にありながら冷温帯にみられる植生が存在するとともに、国宝投入堂はじめとして、国指定重要文化財の文殊堂など多数の文化財も擁している。
さらに、地域一帯には国の天然記念物であるオオサンショウウオをはじめ多くの野生動物の生息地としても知られ、生物多様性保全の観点からも極めて重要な区域である。
- 本県の大山隠岐国立公園への編入要望を受けて、環境省中国四国自然環境事務所から三徳山の特殊性・希少性について以下の高い評価をいただき、平成25年秋の中央環境審議会諮問を目指して、実務作業を進めて頂いているところ。
 - 三徳山の県立自然公園第1種・第2種特別地域のエリアは、常緑広葉樹の自然林と落葉広葉樹の自然林が連続して分布しており、西日本でもほぼここにしかなく、極めて希少。
- については、生物多様性の屋台骨といわれる国立公園に確実に編入されると共に、公園計画案の策定に当たっては、地域の想いや意見を尊重した計画となるよう、特段の御高配をお願いする。
- なお、変化に富んだ景観を有する大山隠岐国立公園の中でも、三徳山は特筆すべき特殊性・希少性を有する重要生態系エリアであり、本国立公園を代表する傑出した自然の風景地であることから、大山隠岐国立公園の名称に「三徳山」を追加するよう要請する。



22 国内地方航空路線の拡充等について

《提案・要望の内容》

- 平成25年度の羽田空港再拡張に伴う発着枠の拡大に際しては、国内路線に十分な規模の枠を確保し、交通インフラに起因して急速に拡大する地域間格差を解消するため、特に新幹線などの陸上における高速交通網の整備が不十分な地方路線に優先的に配分すること。
- また、地方自治体と航空会社が連携して路線拡大や利用促進等の努力を行っている空港に配慮して配分すること。
- 羽田空港からの始発便が利用しやすいダイヤ設定となるよう、羽田空港の発着枠において、国内線に利便性がよく需要の大きい時間帯については、設定可能便数の増加など柔軟な対応を行うこと。

※新幹線がなく、高速道路も含めた高速交通網の整備が未だ不十分な鳥取県では、首都圏への移動を大きく航空便に依存。鳥取県にとって航空便は、産業振興、企業誘致、定住促進、観光誘客等、地域の存立と活性化のためのライフラインであり、その充実を図り、利用者の利便性を高めることが地域活性化及び観光振興にとって喫緊の課題。

※東京から鳥取・米子に向かう始発便は、どちらも6時台の出発で、非常に利用しにくいダイヤであり、観光誘客のための旅行商品の造成も難しいなど不便を来している。航空会社からは、羽田空港はすべての時間帯の発着便数が一律に設定されているため、利便性がよく需要の大きい時間帯（出発便の7～9時台）の便数をこれ以上増やすことができないと聞いており、時間帯別発着枠の柔軟な取り扱いが必要。

<参考>

- 1 平成24年度上半期（4~9月期）の県内空港国内便の状況（鳥取・米子ー東京便）
これまでの利用促進の取組の結果、搭乗率、搭乗者とも対前年比で向上。

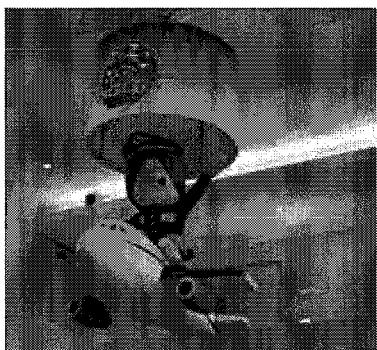
路線	便数	搭乗者数	搭乗率
鳥取-羽田線	4便	(138, 666)	(59. 9)
米子鬼太郎-羽田線	5便	157, 673人	62. 9%

(注) 上段()書きは、平成23年度の数値。

- 2 航空便利用促進のための地元の取組

全日空とタイアップした搭乗率向上キャンペーンや、地元空港利用促進団体と連携した航空便利用ツアーやの造成働きかけ、愛称が定着した「米子鬼太郎空港」の賑わいづくりなど、官民挙げて利用拡大の取組を強力に展開。

<米子鬼太郎空港・立体オブジェ>



<キャンペーンPRポスター>



23 少人数学級の制度化について

《提案・要望の内容》

- 平成24年度に小学校2年生を35人以下学級とすることについては、基礎定数化のための法改正を見送り、未実施の学級への加配措置により実現した。平成25年度の概算要求で、今後5年間をかけて中学校3年生までの35人以下学級を加配により実現するよう「新たな教職員定数改善計画案」が示されたが、加配措置による対応ではなく、法改正による制度化を実現するとともに、平成22年8月に文部科学省が示された「新・公立義務教育諸学校教職員定数計画(案)」の実現に向けて引き続き努力すること。
- 「新・公立義務教育諸学校教職員定数計画(案)」に示された年次計画のうち、中学校での新学習指導要領の円滑な実施等のため、中学校における少人数学級を平成25年度から実現するよう再検討すること。
- 地方財源不足に対応した義務教育費国庫負担金の負担率、負担内容の見直しと、定数改善により必要となる校舎整備費等の財源措置をすること。

※少人数学級は教育効果があり、全学年における少人数学級実現を望む声が市町村教育委員会や保護者からは多数。
※中学校では、新学習指導要領完全実施に伴い授業時間数が増加する教科も多く、早期の少人数学級化を望む声が多数。
※大量退職に伴う退職手当の増加や、定数改善に伴う教員の増加が見込まれ、人件費や施設設備費等の増額により地方財政が圧迫されることを危惧。

<参考>

1 全国的な状況

- 昨年度小学校1年生の35人以下学級が実現したが、本年度小学校2年生の少人数学級を制度化せず、未実施の学級へ加配することで対応。
 - ⇒ 本県のようにすでに小学校2年生の少人数学級を実施している都道府県には、小学校専科指導や中学校学習支援等の加配が配置されている。
 - ⇒ きめ細やかな対応が可能な環境づくりは引き続き喫緊の課題であり、全学年の少人数学級の制度化を望む声は大。
- 全国的に、多くの県で学級編制の弾力化に基づく少人数学級等が実施されているが、その財源の確保には苦慮。

2 鳥取県の状況

- 当県では、平成14年度から小学校1・2年生で30人以下学級、中学校1年生で33人以下学級といった少人数学級を県独自に実施。その成果もあり、当県の児童生徒の状況は、全国学力・学習状況調査の結果によると、全体的にはおおむね良好。
- 一方で、近年学ぶ意欲の低下や学力の二極化(傾向)、不登校児童生徒の増加などの課題が顕在化。
 - ⇒ 基本的生活習慣の定着や学ぶ意欲の向上等を図るため、全学年での少人数学級の実施によるきめ細やかな対応が必要。
 - ⇒ 新学習指導要領実施に伴い授業時間数増となる中学校で、円滑な実施や教員が生徒と向き合う時間の確保や不登校問題への対応のため、平成24年度からの少人数学級実施を切望。
- こういった状況を踏まえ、「新・公立義務教育諸学校教職員定数計画(案)」を先行実施するかたちで、市町村の選択と協力のもと、本年度から単県費による小中学校の全学年で少人数学級を実施。

小学校	1、2年生	30人以下学級
	3~6年生	35人以下学級
中学校	1年生	33人以下学級
	2、3年生	35人以下学級

- ⇒ ただ、少人数学級の拡充による教員数の増加に伴う県財政への負担の増。
- 今後の大量退職(平成26年度~平成35年度末の10年間で小学校教員の47.2%が定年を迎える)による退職手当や学級編制の標準引き下げによる教員数の増加や施設設備の整備に伴う県財政への負担増。
 - ⇒ 現在、義務教育費国庫負担対象外である退職手当の国庫負担対象内への措置。
 - ⇒ 教員増による地方財源への圧迫に対応し、義務教育費国庫負担の割合の1/3から1/2への再変更が必要。
 - ⇒ 少人数学級の制度化に伴い新たに必要となる教室等の施設設備について、地方格差が生じないよう国の責任における財源確保が必要。

24 警察の人的基盤の整備について

《提案・要望の内容》

○社会と一体となった総合的かつ効果的な暴力団対策を推進するための体制を構築するため、警察官を増員すること。

※米子市を本拠地とする指定暴力団六代目山口組大同会は、会長が六代目山口組の主要幹部（若頭補佐）となり、警察への対決姿勢を鮮明化させ、その勢力を県内暴力団員の約7割を占めるまでに拡大させるとともに、島根県においてもほぼ全体を勢力に治め、山口組における山陰地方の拠点たる地位を有しており、主要幹部の検挙、資金源の遮断等による組織の弱体化を強力かつ集中的に推進することが喫緊の課題である。

※「鳥取県暴力団排除条例」の施行、市町村長と警察署長による「暴力団排除に関する合意書」の締結、さらに事業者等による暴力団との関係遮断を推進する活動など、社会全体で暴力団を排除する機運の高まりとともに、暴力団相談のみならず、暴力団照会の件数が激増しており、今後さらに機運を盛り上げるためにも、暴力団排除活動を強力に支援していく必要がある。一方、これら暴力団排除活動を行っている事業者や暴力団との関係を遮断しようとする事業者等への危害行為が他県において発生している現状を踏まえ、暴力団排除を推進する県民等の安全を確保するための保護体制の強化が急務である。

※以上のように、勢力を拡大させている大同会に対する取締り、暴力団排除対策、保護対策を一体的に推進する必要があるが、本県における体制は極めて脆弱であることから、総合的かつ効果的な暴力団対策を実施するため体制の強化が急務である。

○ストーカー、DV事案への迅速かつ的確な対応ができる体制を構築するため、警察官を増員すること。

※ストーカー・DV事案は、正に現在進行形の事案であることから、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあり、被害者の親族等にまで危害が拡大する可能性があるという特性があり、被害の予防・未然防止の観点から、迅速、的確な対応が求められているところである。

※そのため、専門的な知識を持つ専従員を配置し、相談者への適切な助言・指導、適切な保護措置及びストーカー規制法に基づく警告を行うほか、事件化できるものは迅速に事件化を図り検挙措置を講じるなど、組織的な対応が必要である。

※近年、この種事案の相談件数は、高止まり状態で推移しており、事案対応件数も、本県内に居住する親族等に対する他府県警察からの保護措置要請などで増加傾向にある。今後も、こうした事案への対応の増加が見込まれるところであるが、本県における体制は脆弱であることから、この種事案に迅速かつ的確な対応を図るため体制の強化が急務である。

○島根原子力発電所における原子力災害対応に万全を期すため、警察官を増員すること。

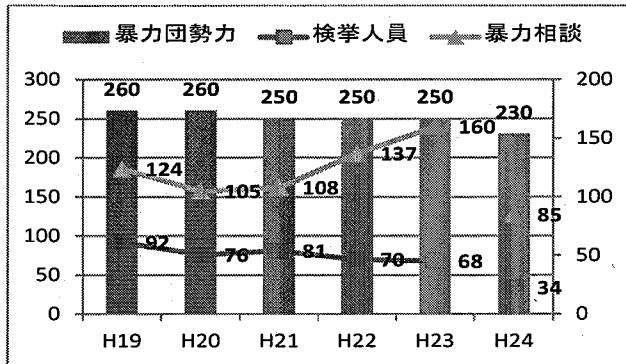
※本県は、島根原子力発電所から最短で17kmに位置し、緊急防護措置区域が30km圏に拡大されて関係周辺県となった場合、同30km圏内に境港警察署管内及び米子警察署管内が含まれる。

※原子力事故が発生した場合には、本県西部地区の住民の避難に加えて島根県側から大量の避難者が本県に流入することが予想され、島根県警察、鳥取県等の関係先と連携の下、速やかに本県への影響等を把握し、多数の住民等の避難誘導や、広域交通規制、避難地区の犯罪予防等の各種警察活動を迅速かつ的確に実施する必要がある。

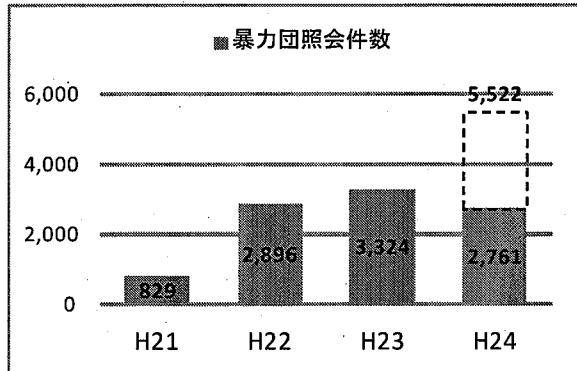
※このような対応に万全を期すためには、平素から、緊急防護措置区域等の基礎調査・実態把握、警備計画等の策定・修正、関係機関との情報共有、教養訓練、施設・資機材の整備、専門的知識を有する担当者の育成、県西部地区への担当者の配置等の備えを恒常に推進する必要があり、一過性あるいは断続的な対策では到底不可能であり、警察官の増員により継続的かつ専門的、専属的な体制を確立する必要がある。

<参考>

○暴力団対策部門の体制強化

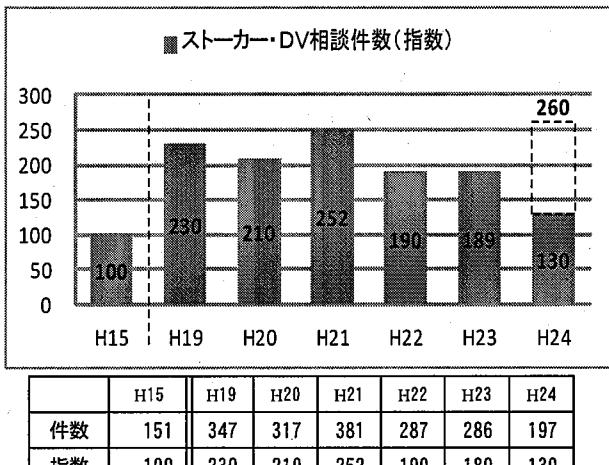


※平成24年は6月末現在の暫定数値



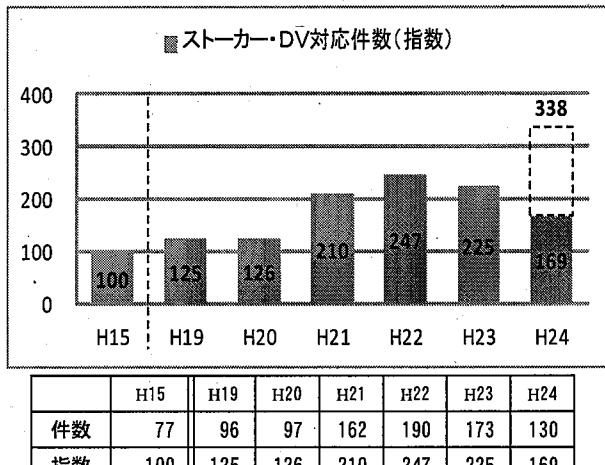
※平成24年は6月末現在の暫定数値

○ストーカー・DV事案対策の体制強化



※平成24年は6月末現在の暫定数値

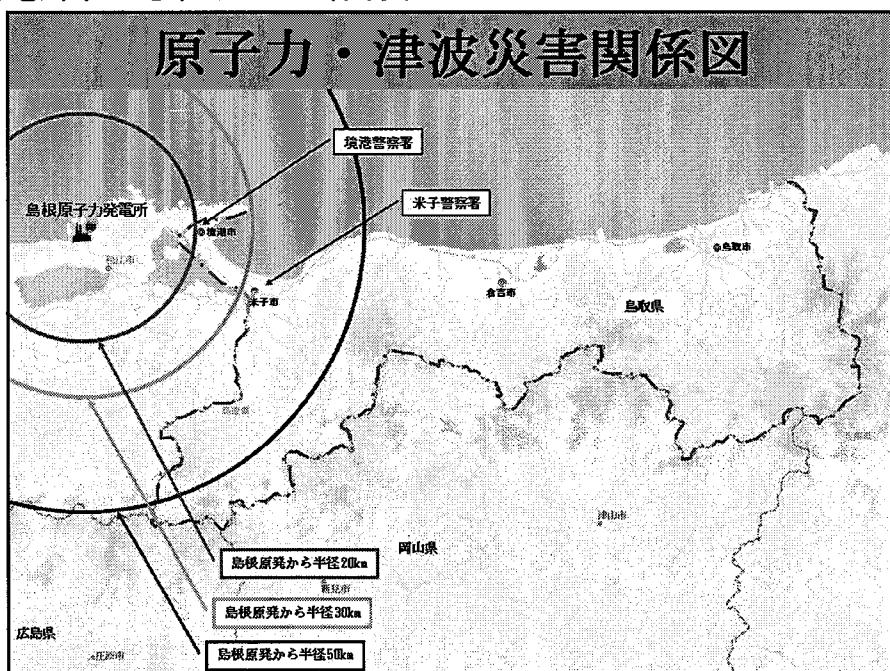
※指標～平成15年の数値を100とする。



※平成24年は6月末現在の暫定数値

※指標～平成15年の数値を100とする。

○原子力発電所準立地県としての体制確立



※ 30km圏内人口 約65,000人（平成24年4月1日現在）